

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定地域密着型通所介護サービス及び通所型サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 ももせ薬局
代表者氏名	代表社員 百瀬 泰紀
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	長野県松本市大字中山 1014-2 TEL0263-29-6360
法人設立年月日	平成 26 年 8 月 28 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ももせ薬局 短時間デイサービス らいふラボ
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号) 2090200623
事業所所在地	長野県松本市松原 46-1 松原ビル 2F 東
連絡先 相談担当者名	(連絡先電話 0263-50-8442・FAX0263-31-6142) 管理者 百瀬幹泰
事業所の通常の 事業の実施地域	松本市かつ当事業所から半径 15 km 以内の区域とする
利用定員	1 単位目 10 名 2 単位目 10 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	合同会社ももせ薬局が設置する、短時間デイサービス らいふラボにおいて、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員が、要介護状態、要支援状態等の利用者に対し、適切な地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	地域密着型通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 介護予防通所介護相当サービスにおいては、要支援状態等の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、8月14日～8月16日、12月29日～1月3日を除く。
営 業 時 間	8時30分～17時30分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	1単位目 9時～12時 2単位目 13時30分～16時30分
延長サービス提供時間	延長サービスの提供は実施せず。

(5) 事業所の職員体制

管理者	百瀬幹泰
-----	------

(職種)	(人員)	(専兼別)	(業務内容)
管理者	1名	常勤で兼務	従業者の管理、指導
生活相談員	1名	常勤で兼務	利用の調整、生活向上のための相談、援助、介護計画等の作成
看護職員	1名	常勤で兼務	検温、血圧測定、処置等必要な看護業務
介護職員	1名	常勤以外専従1	日常生活上の世話・援助等必要な介護業務
機能訓練指導員	4名	常勤兼務1 常勤以外専従3	日常生活に必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

生活指導（相談・援助等） レクリエーション
機能訓練
健康チェック
送迎
グループ活動（介護予防）

(2) （利用料等）

①地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は松本市告示上の額とします。そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）“によるものとし、介護予防通所介護相当サービスの場合は、「松本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成28年告示第82号）”によるものとします。

②通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、1kmにつき25円を徴収します。

③飲み物の提供に要する費用については、100円を徴収します。

④おむつ代については、1枚あたり100円を徴収します。

⑤その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収します。

⑥利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。

⑦サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとします。

⑧費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

⑨法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

4 通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は松本市かつ当施設から半径 1 5 Km 以内の区域とします。

5 サービス利用に当たっての留意事項

利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意します。

6 緊急時等における対応方法

(1) サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。

(2) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずるものとします。

(3) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとします。

(4) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

7 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

8 個人情報の保護

(1) 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び個人情報保護委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

(2) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的

では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

9 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所の虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとします。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備するものとします。
- (3) 事業所において従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施するものとします。

10 その他運営に関する重要事項

- (1) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスの提供を完結した日から最低 2 年間は保存するものとします。なお苦情、事故、身体拘束等の記録は 5 年間保存するものとします。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社員との協議に基づいて定めるものとします。

常設窓口 ももせ薬局 短時間デイサービス らいふラボ

住所 松本市松原 46-1 松原ビル 2F 東

連絡先 TEL 0263-50-8442 FAX 0263-31-6142

担当者 百瀬幹泰

受付時間 8:30～17:30

公的機関の相談窓口

①松本市高齢福祉課 介護給付担当

長野県松本市丸の内 3 番 7 号（本庁北別棟） TEL0263-34-3213

受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分

②長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課

長野県長野市大字西長野字加茂北 143 番地 8 TEL0262-38-1580

受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分